

# 11 緑化計画届出制度

●担当課  
みどり自然課  
みどりの担い手・基金担当  
(電話048-830-3149)

## 目的

埼玉らしい緑豊かな環境の形成を図り、もって郷土埼玉を県民にとって親しみと誇りあるものとするため、建築行為を契機として、行政、県民及び事業者それぞれが緑を創出することを目的とする。

## 制度概要

〔届出の対象〕

1,000m<sup>2</sup>以上の敷地において、建築基準法第6条第1項の確認又は同法第18条第2項の通知を要する建築（新築、増築、改築又は移転）を行う場合に、一定の基準を満たす緑化計画を作成し県に届出を行う。

〔緑化基準〕

○緑化を要する面積

〈用途地域が定められている区域〉	敷地面積 × (1 - 建蔽率) × 0.5
〈その他の区域〉	敷地面積 × 0.25

○緑化を要する接道部の長さ

接道部の長さ × 0.5	又は	接道部の長さ - 出入口の長さ
--------------	----	-----------------

○高木植栽本数

成木時の高さが2.5m以上となる樹木の本数	≥	樹木による緑化面積 / 20m <sup>2</sup>
-----------------------	---	------------------------------

●事業主体 建築確認の申請又は建築計画の通知が必要な建築を行おうとする者

●根拠法令等 ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第26条第1項及び第26条の2

●創設年度 平成17年度

●制度の留意点

〔届出対象外行為〕

- ・従前建築面積の1.2倍を超えない増築又は改築
- ・自己の居住の用に供する住宅の建築
- ・建築基準法第85条第6項に規定する仮設建築物の建築

〔届出対象外区域〕

- ・工場立地法第6条第1項の特定工場の敷地の区域
- ・都市緑地法第34条第1項の緑化地域
- ・都市緑地法第39条第2項の地区計画等緑化率条例により、緑化率の最低限度が定められた区域
- ・さいたま市
- ・(敷地面積が3,000m<sup>2</sup>未満の場合に限る)川口市、所沢市、春日部市、草加市、越谷市、戸田市、朝霞市、和光市、新座市、八潮市、三郷市、吉川市及びふじみ野市

## ■緑化計画届出制度に係る手続きフロー

